

元気な地域づくり交付金実施要綱の制定について

平成17年4月1日16農振第2364号
農林水産事務次官から各地方農政
局長、内閣府沖縄総合事務局長、
北海道知事あて

最終改正 平成18年4月3日17農振第2207号

この度、別紙のとおり元気な地域づくり交付金実施要綱が定められたので、御了知の上、本交付金に係る施策の円滑かつ適正な実施に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内都府県知事に対しては貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

別紙

元気な地域づくり交付金実施要綱

第1 趣旨

農山漁村は、食料等の生産の場のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的機能の発揮の場として重要な役割を有していることに鑑み、農山漁村という空間及び役割を、地域住民の生産・生活の場としてはもとより、都市住民にも開かれた国民共通の財産としても、次世代に継承していく必要がある。

こうした中、地域内外のニーズを踏まえながら、農林水産業を核とした地域経済の活性化等を進める「立ち上がる農山漁村・地域再生の推進」、 「魅力ある農山漁村づくりの推進」、 「都市と農山漁村の共生・対流の一層の推進」その他の取組など、地方公共団体、土地改良区、NPO法人等多様な主体による自主的かつ自立的な農山漁村の活性化に向けた取組を支援することが重要となる。

このような農山漁村の活性化に向けた取組として、地域産業の核となる農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、自然環境、景観、文化、歴史などの多様で豊富な地域資源を創意と工夫により有効に活用する「元気な地域づくり」を推進することを目的として、元気な地域づくり交付金（以下「交付金」という。）を創設し、もって農山漁村の活性化に資する各種施策を総合的に支援するものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付金の交付対象

第1に定める趣旨を踏まえ、交付金は、別紙に定める元気な地域づくり交付金実施基準（以下「実施基準」という。）に掲げる目的（次の(1)から(4)までに掲げるもの）、目標及びメニューを内容とする施策の実施に充てるものとする。

- (1) 農村の振興
- (2) グリーン・ツーリズム、都市農業の振興
- (3) 農業生産の基盤の整備
- (4) 中山間地域等の振興

2 事業実施主体、要件及び交付率

1に規定する施策を交付金により実施する者（以下「事業実施主体」という。）当該施策について交付金の交付を受けるための要件及び交付金の交付率は、実施基準のとおりとす

る。

3 地域提案メニュー

実施基準に掲げるメニュー以外であっても、実施基準に掲げる目的及び目標の達成に真に必要な施策（以下「地域提案メニュー」という。）については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める規定に基づき実施できるものとする。

第3 元気な地域づくり計画

1 計画主体

元気な地域づくり計画を作成する者（以下「計画主体」という。）は、市区町村長その他農村振興局長が別に定める者（以下「市区町村長等」という。）又は都道府県知事とする。

2 計画の内容

元気な地域づくり計画は、第2の規定による施策を実施しようとする計画主体が、自主的かつ自立的な視点に立ち、計画作成時から起算して3年から5年後において当該施策を活用することによって当該計画主体が属する地域がどのような活性化を目指しているのか明確化したものを内容とするものとする。

3 計画の承認

(1) 2に規定する計画主体である市区町村長等及び都道府県知事は、元気な地域づくり計画を作成するものとする。

(2) 市区町村長等は、(1)の規定により作成した元気な地域づくり計画を都道府県知事に提出するものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の規定により元気な地域づくり計画の提出があったときは、その内容を審査するとともに、市区町村長等が作成した元気な地域づくり計画及び都道府県知事が作成した元気な地域づくり計画の内容等を踏まえた都道府県実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、都道府県実施計画の内容について、地方農政局長に協議するものとする。

(4) 都道府県知事は、(3)の規定による地方農政局長との協議の結果を踏まえ、市区町村長等が作成した元気な地域づくり計画の承認を行うものとする。

4 計画の変更

計画主体が、元気な地域づくり計画について別に定める重要な変更を行う場合には、3の規定を準用する。

第4 施策の実施

1 実施期間

元気な地域づくり計画に基づく施策の実施期間は、原則として1年間から3年間までとする。

2 毎年度の実施手続

交付金の毎年度の実施手続は、次のとおりとする。

(1) 計画主体である市区町村長等は、毎年度、別に定める年度別経費要望調書を作成し、これを都道府県知事に提出するものとする

(2) 計画主体である都道府県知事は、毎年度、別に定める年度別経費要望調書を作成する。

(3) 都道府県知事は、(1)の規定により提出された年度別経費要望調書及び(2)の規定により作成された年度別経費要望調書の内容を取りまとめたものを地方農政局長に提出するものとする。

3 施策に係る事業費の低減

計画主体及び事業実施主体は、地域の実情等にかんがみ、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

第5 推進体制等

1 市区町村長等は、事業実施主体による施策の実施について総括的な指導監督を行うとともに、必要に応じて、学識経験者、関係機関及び団体等から意見を聴取するなどして、元気な地域づくり計画の推進体制を確立し、適正な施策の執行を確保するものとする。

2 都道府県知事は、関係する行政機関等の連携による総合的な指導の推進体制を整備し、元気な地域づくり計画の作成及び元気な地域づくり計画に係る施策の実施に関する指導、助言その他の必要な援助、中間点検及び事後評価、交付金に係る施策に関連する他事業との調整等を行うものとする。

3 国は、交付金に係る施策の実施について、総合的な指導の推進体制を整備し、指導、助言その他の必要な援助に当たるものとする。

第6 助成

1 国は、第3の3の(4)の規定により承認された元気な地域づくり計画に基づく施策の実施に要する経費（次に掲げるものに限る。）に充てるため、都道府県知事に対し、毎年度、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

- (1) 推進活動等ソフト施策の実施に要する経費
- (2) 施設整備等ハード施策の実施に要する経費

2 交付金の交付を受けた都道府県知事は、計画主体である市区町村長等に交付金を配分するにあたって、交付金の趣旨にのっとり、市区町村等の自主性を活かした元気な地域づくりを推進するための施策の展開を尊重するよう努めるものとする。

3 事業実施主体は、元気な地域づくり計画に基づく施策を実施するため、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）の規定及び同法第20条に規定する業務方法書の規定に基づく農林漁業金融公庫の資金（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）の規定及び同法第22条に規定する業務方法書に基づく沖縄振興開発金融公庫の資金）、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）の規定に基づく農業近代化資金、又は漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）の規定に基づく漁業近代化資金の融通を受けることができるものとする。

第7 実施後の措置

1 適正な施設等の管理

事業実施主体は、元気な地域づくり計画に基づいて整備した施設等の管理が交付金の趣旨にのっとり適正に行われるよう努めるものとする。

2 施策の効果の把握等

計画主体は、元気な地域づくり計画に基づく施策の効果が十分に発現しているかどうかについて、的確に把握するものとする。元気な地域づくり計画に定めた目標等の達成状況が計画を相当に下回る等の場合には、計画主体は、その要因を分析し、必要に応じて、事業実施主体に対し、当該元気な地域づくり計画に基づいて整備された施設等の運営方法や利用形態等の改善について指導し、当該施設等の利用・運営に係る計画の変更等の所要の手続を行うものとする。

3 完了報告

- (1) 計画主体である市区町村長等は、元気な地域づくり計画に基づくすべての施策が完了したときは、その旨を都道府県知事に別に定める様式により報告するものとする。
- (2) (1)の規定により報告を受けた都道府県知事は、当該完了報告を取りまとめ、これを地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 計画主体である都道府県知事は、元気な地域づくり計画に基づくすべての施策が完了したときは、その旨を地方農政局長に別に定める様式により報告するものとする。

第8 評価

1 事後評価

元気な地域づくり計画に基づく施策の事後評価は、次に定めるところにより計画が終了する年度の翌年度当初に行うものとする。

- (1) 第3の3の(1)の規定により元気な地域づくり計画を作成した市区町村長等は、元気な地域づくり計画に定められた目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- (2) (1)の規定により事後評価の報告を受けた都道府県知事は、その内容を評価し、所見を付して地方農政局長に報告するものとする。
- (3) 第3の3の(1)の規定により元気な地域づくり計画を作成した都道府県知事は、元気な地域づくり計画に定められた目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長に報告するものとする。
- (4) (2)又は(3)の規定により評価の報告を受けた地方農政局長は、関係部局で構成する検討会を開催し、当該元気な地域づくり計画に係る目標及び指標の達成状況について評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。
- (5) 農村振興局長は、(4)の規定により評価の報告を受けたときは、その結果を取りまとめ、翌年度の交付金の適正な交付事務の執行及び配分がなされるよう配慮するものとする。

2 中間点検

4年間以上の期間が設定された元気な地域づくり計画については、農村振興局長が別に定めるところにより、計画期間の3年度目の年度末に当該元気な地域づくり計画に係る目標及び指標の達成状況の中間点検を行うものとする。

3 改善計画

- (1) 1の事後評価の結果、目標及び指標が達成されていないことが明らかとなった場合、当該元気な地域づくり計画の計画主体である市区町村長等は、その要因並びに目標及び指標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、これを都道府県知事に提出するものとする。
- (2) (1)の規定により改善計画の提出を受けた都道府県知事は、その内容について審査し、所見を付して、これを地方農政局長に提出するとともに、当該市区町村長等に対して目標の達成に向けた指導、助言その他必要な措置（以下「指導等」という。）を講ずるものとする。
- (3) 1の事後評価の結果、目標及び指標が達成されていないことが明らかとなった場合、当該元気な地域づくり計画の計画主体である都道府県知事は、その要因並びに目標及び指標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、これを地方農政局長に提出するものとする。
- (4) (2)又は(3)の規定により報告を受けた地方農政局長は、特に目標達成が見込まれない計画主体に対して、重点的な指導、助言等を行うものとする。

4 評価結果の公表

- (1) 1の(1)又は(3)の規定による事後評価を行った計画主体は、その結果を公表するものとする。

また、3の(1)又は(3)の規定による改善計画を作成した計画主体は、併せてこれも公表

するものとする。

- (2) 都道府県知事は、1の(2)の規定による評価の結果を取りまとめて公表するものとする。
また、3の(2)の規定による市区町村長等に対する指導等の結果についても併せて公表するものとする。
- (3) 地方農政局長は、1の(4)の規定による評価の結果を取りまとめて公表するものとする。
また、3の(4)に規定する計画主体に対する重点的な指導等の結果についても併せて公表するものとする。

5 交付金の適正な執行の確保

- (1) 国は、交付金に係る施策の効果的な実施に必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。
また、国は、交付金に係る施策の適正な執行を確保するため、実施手続等について関係者以外の者の意見を聴取するものとする。
- (2) 都道府県は、国に準じた措置を講ずることにより、交付金に係る施策の適正な執行に努めるものとする。

第9 委任

本実施要綱に定めるもののほか、交付金の交付事務等に必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 次に掲げる要綱及び要領については、廃止する。
 - (1) 美しいむらづくり支援事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2553号農林水産事務次官依命通知）
 - (2) 農村振興基本計画作成費交付要綱（平成13年8月3日付け13農振第1195号農林水産事務次官依命通知）
 - (3) 都市農業支援総合対策事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2393号農林水産事務次官依命通知）
 - (4) 畑利用高度化促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2390号農林水産事務次官依命通知）
 - (5) 基盤整備促進事業実施要綱（平成10年5月20日付け10構改D第85号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 地域環境保全型農業推進総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2759号農林水産事務次官依命通知）
 - (7) 田園自然環境保全整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2629号農林水産事務次官依命通知）
 - (8) 遊休農地解消総合対策事業実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第313号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の制定について（平成11年3月19日付け11構改B第322号農林水産事務次官依命通知）
 - (10) 振興山村開発特別事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1722号農林水産事務次官依命通知）
 - (11) 里地棚田保全整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2424号農林水産事務次官依命通知）
- 2 1の規定により廃止される要綱及び要領に基づき、平成16年度までに実施した事業及び平成16年度までに実施し、かつ、平成17年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 3 以下の通知に基づき、平成16年度までに実施し、かつ、平成17年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
 - (1) 経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官依命通知)
 - (2) 農村振興総合整備事業実施要綱(平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 農村振興支援総合対策事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2447号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 田園自然環境保全・再生支援事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2428号農林水産事務次官依命通知)

- 4 新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領に基づき平成16年度に認定された新山村振興等農林漁業特別対策事業計画(以下「認定計画」という。)については、次に定めるところにより、平成17年度以降交付金へ移行して実施することができるものとする。
 - (1) 市区町村長等は、平成17年度に元気な地域づくり計画を作成する場合、元気な地域づくり計画に認定計画に掲げた目標等を併せて記載するものとする。
 - (2) 都道府県知事は、(1)の元気な地域づくり計画について第3の3の(3)による審査を行う場合は、農村振興局長が別に定める審査基準のほか、元気な地域づくり計画の内容と認定計画の内容との整合性についても併せて審査することとし、交付金に移行して実施することが適当であると認める場合に限り承認を行うものとする。

- 5 平成17年度における特例措置として、別に定めるところにより、交付金として新潟県中越地震被災新山村振興等農林漁業特別対策等施設改修・整備事業を実施する。

別紙 元気な地域づくり交付金実施基準

1 元気な地域づくり推進交付金（ソフト）

目的	目標	メニュー	事業実施主体	要件	交付率
農業生産の基盤の整備	遊休農地の解消	1 遊休農地解消対策活動促進支援 2 及び3の活動並びに別紙の2のメニュー欄の7に取り組む事業実施主体に対する指導・助言及び当該活動に対する啓発普及活動 (1) 指導・助言活動 (2) 啓発普及活動	都道府県	都道府県内の市町村・団体等においてメニュー欄の2及び3の活動並びに別紙の2のメニュー欄の7が実施され、又は実施されると見込まれること。	定額（1/2以内）
		2 遊休農地再生活動実践スタート支援 遊休農地の解消・再活用に係る実践活動の開始及び再活用農地の継続的な利用を確保するための活動 (1) 調査活動 (2) 調整活動	市町村、農業協同組合又は公社（地方公共団体等が出資する法人）	遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。	
		3 援農ボランティア活動支援 援農ボランティアによる遊休農地の解消・再活用を促進するための活動 (1) ボランティアの募集 (2) 説明会の開催 (3) 研修会の開催 (4) ボランティアの実践活動			

2 元気な地域づくり整備交付金（ハード）

目的	目標	メニュー	事業実施主体	要件	交付率
1 農村の振興	農村景観を活かした取組の増加 農村における情報受発信量の増加	1 美の田園復興 良好な農村景観の再生・保全に向けた土地改良施設等の改修等 (1) 農地、土地改良施設等	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農業法人	1 良好な景観形成に積極的に取り組んでいる地域であること 2 学識経験者等による美の田園復興審査委員会の事前評価を受けていること 3 総事業費150万円以上	定額(1/2以内、 沖縄2/3以内、 奄美5.2/10以内)
		2 情報基盤整備 農業を中心とした地域情報の集積・共有・活用による農業の高度化及び農村の活性化を推進する以下の(1)及び(2)の整備 (1) 地方公共団体、公共施設（土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設を除く。）農家等の情報通信ネットワークを構築し、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とするケーブルテレビ施設の整備 (2) 土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設及び農業協同利用施設をアで構築する情報通信ネットワークに接続し、施設管理情報、防災情報等を受発信できる高度情報通信基盤の整備 (3) (1)の整備の内容は以下のとおりとする。 ア 情報の集中管理を行うための地域情報センター施設の構築又は改築 イ 地域で共有する情報の蓄積及び受発信に必要な情報検索・送出装置、画像符号化設備及び伝送設備の設置又は改造・更新 ウ 情報の受発信に必要な線路設備、監視装置及び測定器の設置又は改造・更新 エ アからウに掲げるものの他、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）に基づく有線テレビジョン放送の業務（再送信及び行政情報の提供）の運営及び高速インターネットサービスを提供するために必要となる鉄塔外構施設、受信アンテナ、ヘッドエンド、スタジオ施設、情報検索・送出装置、受電設備（電力引き込み送電線含む。）電源設備（予備電源設備を含む。）等の設置又は改造 (4) (2)の整備の内容は、(1)で整備される情報通信ネットワークに土地改良施設、集落排水施設等農業関係公共施設及び農業共同利用施設を接続するために必要な線路設備及び管理監視機器の設置又は改造・更新を行うものとする。	都道府県、市町村、一部事務組合又は農業協同組合	1 施策の実施区域が農業振興地域の区域及びこれと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域であること 2 施策を行おうとする区域内において、他の事業主体による高速インターネットのサービスが行われていない区域を有すること。 3 総事業費500万円以上（事業実施主体が都道府県の場合は1000万円以上）	定額(1/3以内)
		3 農村景観等整備推進 計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動	都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、農業法人又はNPO法人	元気な地域づくり計画書の施策内容に位置づけられている事業と一体的に実施すること	定額(1/2以内)
2 グリーン・ツーリズム、都市農業の振興	グリーン・ツーリズム交流人口の増大 交流ふれあい	4 やすらぎ空間整備 地域資源を活用した都市住民に魅力ある交流拠点・体験交流空間の整備等を行う。 (1) 都市農村交流促進施設 (2) 市民農園	市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する団体（地方公共団体、農業協同組	1 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第5条第1項に規定する市町村計画（当該採択年度内に作成されることが確実に見込まれる	定額(1/2以内) 沖縄県にあっては、定額(2/3以内)

	活動を通じた都市農業の振興	(3) 廃校・廃屋改修交流施設 (4) 水辺修景・景観保全施設	合等が主たる構成員又は出資者となっていると認められる法人等に限る。)、PFI事業者(民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項の選定事業者をいう。))又はNPO法人(農村振興局長が別に定める要件に該当するものに限る。))	ものを含む。)に定める整備地区の区域であること。ただし、農村振興局長が別に定める場合はこの限りではない。 2 その他農村振興局長が別に定める要件に該当すること。	
		5 都市農業振興条件整備 都市農業の多面的機能の発揮及び都市住民の理解促進のための土地基盤の整備やふれあいの場、防災施設等の整備 (1) 都市交流基盤整備 ア 土地基盤整備 イ 農村生活環境基盤整備 ウ 農村交流基盤整備 (2) 都市農業共生・対流推進条件整備 ア 簡易な基盤整備 イ ふれあい・交流施設整備 ウ 防災設備整備 エ 都市農地保全整備 オ 市民農園等整備 (3) 都市農業維持保全条件整備	都道府県、市区町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は営農集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者の組織する団体をいう。ただし法人格を有しないものにあたっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。))	1 行政区域の全部又は一部が都市計画法第5条の規定による都市計画区域に指定がされている市町村の区域であること。 2 都市農業振興ビジョン等を策定している地区であること。 3 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域の区域又は生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項の規定に基づき指定された生産緑地地区の区域であること。 ただし、農業振興地域及び生産緑地地区以外の区域における市民農園の整備に関するものであって、農村振興局長が別に定める基準を満たす場合はこの限りでない。 また、都市農業維持保全条件整備については、農業振興地域及び生産緑地地区以外の区域であって、農村振興局長が別に定める基準を満たす区域であること。	定額(1/2以内)
		6 都市農村交流及び都市農業振興の連携推進 計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動	都道府県、市区町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等、農林漁業者等が組織する団体、地方公共団体等が出資する団体、PFI事業者又はNPO法人	元気な地域づくり計画書の施策内容に位置づけられている事業と一体的に実施すること	定額(1/2以内)
3 農業生産の基盤の整備	遊休農地の解消 担い手への農地利用集積 農業用排水施設等の機能の確保	7 遊休農地活用土地条件整備 多様な主体が遊休農地を活用して農業生産活動や市民農園の開設を行う場合に必要土地条件の整備を緊急的に実施 (1) 障害物の撤去 (2) 深耕 (3) 整地 (4) 客土 (5) 暗きょ排水 (6) かんがい排水 (7) 農道の整備	市町村、土地改良区、農業協同組合、公社(地方公共団体等が出資する法人)又は農業者等の組織する団体	以下の基準を満たすものであること。 1 遊休農地の解消を通じて農地の有効利用及び地域振興が図られること。 2 受益地は、農業振興地域のうちの農用地区域(市民農園の整備に関するものを除く。)とし、遊休農地のほか、これと一体的に整備することが必要な隣接農地を含むこととする。 3 メニュー欄の(11)については、(1)	定額(1/2以内) (沖縄県にあっては2/3以内))

<p>基盤整備事業の着手</p> <p>農用地の集団化</p>	<p>(8) 土壌改良剤の投入</p> <p>(9) 市民農園区画及び附帯施設の整備</p> <p>(10) 自主的再生整備</p> <p>(11) 有害獣進入防止柵の設置</p>		<p>から(10)までの整備と一体的に実施するものに限る。</p>	
<p>環境保全型農業の推進</p> <p>環境保全型農業の取組面積の増加</p>	<p>8 基盤整備促進</p> <p>農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営の確立等を促進するため、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の推進を支援</p> <p>なお、本施策については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる</p>			
<p>自然環境の保全・再生</p>	<p>(1) 農業生産基盤整備</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 農道</p> <p>ウ 暗きょ排水</p> <p>エ 客土</p> <p>オ 区画整理</p> <p>カ 土壌改良</p> <p>キ 農地造成</p> <p>ク 農用地保全</p> <p>ケ 交換分合</p> <p>(2) 農村生活環境基盤整備</p> <p>ア 営農用水施設</p> <p>イ 農業集落道</p> <p>ウ 防災安全施設</p>	<p>市町村、土地改良区、農業協同組合、土地改良区連合、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人（市町村又は農業協同組合たる農地保有合理化法人を除く）、農業委員会又は土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う者</p>	<p>以下のいずれかの基準を満たすものであること。</p> <p>1 メニュー欄の(1)のアからオまでのいずれか又は二以上を併せ行う施策であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、集積対象者（以下「担い手」という。）への農地の利用集積等が見込まれるもの</p> <p>2 1に掲げる施策と併せ行うメニュー欄の(1)のカからケまで及び(2)に掲げるもの</p> <p>3 メニュー欄の(1)のアからオまでのいずれか又は二以上を併せ行う施策であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であり、かつ、農業用排水施設等の整備・保全が見込まれるもの</p> <p>4 3に掲げる施策と併せ行うメニュー欄の(1)のカからケまで及び(2)に掲げるもの</p> <p>5 地域水田農業ビジョン（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第5部の第5に基づき作成する地域の水田農業全体のビジョンをいう。以下同じ。）に即して、メニュー欄の(1)のア、ウ、エ及びカ並びにキのいずれか又はこれらのうち二以上を併せ行う施策であって、これらの受益面積の合計がおおむね5ha以上であるもの</p> <p>6 5に掲げる施策と併せ行うメニュー欄の(1)のイ、オ、ク及びケ並びに(2)に掲げるもの</p> <p>7 地域水田農業ビジョンに即して、メニュー欄の(1)のウ、エ及びカのいずれか又は二以上を併せて行う施策であって、これらの受益面積の合計</p>	<p>50%相当（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯にあっては55%相当、沖縄県にあっては80%相当、奄美群島にあっては60%相当）</p>

				<p>がおおむね5ha未満であるもののうち、その受益地に係る一定団地（受益地と一体的に営農がなされている農地をいう。以下同じ。）の農地面積が5ha以上であるもの（ただし、当該一定団地に係る農地面積に占める担い手（農村振興局長が別に定める基準に適合する農業者又は農業者の組織する団体をいう。以下同じ。）の経営等農用地面積の割合が20%以上であり、かつ、当該事業の実施により、これらの担い手への農用地の利用集積が見込まれる場合に限る。）</p> <p>8 なお、5、6又は7の採択年度は、平成18年度までとする。</p>	
		<p>(3) 農業経営高度化支援 ア 高度土地利用調整支援 イ 高度経営体集積促進支援 ウ 耕地利用高度化推進支援</p>	<p>都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合</p>	<p>1 以下のすべての基準を満たすものであること。 (1) メニュー欄の(1)の実施地区（実施予定地区を含む。以下「基盤整備地区」という。）であること。 (2) 生産基盤整備事業等（メニュー欄の(1)又は(2)を行うものをいう。以下同じ。）の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が以下のとおり増加することが見込まれること。 ア 事業採択時20%未満の場合にあつては、30%以上となること。 イ 事業採択時20%以上50%未満の場合にあつては、10[㍉]イ/ト以上増加すること。 ウ 事業採択時50%以上55%未満の場合にあつては、60%以上となること。 エ 事業採択時55%以上90%未満の場合にあつては、5[㍉]イ/ト以上増加すること。 オ 事業採択時90%以上95%未満の場合にあつては、95%以上となること。 カ 事業採択時95%以上の場合にあつては、担い手への利用集積が図られること。 キ 担い手に農業生産法人を除く法人を位置付けた場合にあつては、当該法人に係る担い手農地利用集積率が30%以上となること。 (3) 生産基盤整備事業等の完了時において、以下のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。</p>	<p>定額(1/2以内)</p>

			<p>ア 認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、アクションプログラムに定める目標割合以上となること。</p> <p>イ 認定農業者数が事業採択時に比べ30%以上増加すること。</p> <p>(4) 市町村基盤整備関連経営体育成等促進計画（以下「促進計画」という。）に定める目標年度において、基盤整備地区内に農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体（以下「高度経営体」という。）が1以上育成されることが確実に見込まれること。</p> <p>2 メニュー欄の(3)のイにあっては、基盤整備地区の事業採択時における生産基盤整備事業等の受益面積から担い手の経営等農用地面積を除いた面積に対する、事業採択時から促進計画に定める目標年度までに増加する高度経営体の経営等農用地の面積の割合（以下「高度経営体集積向上率」という。）が20%以上となること。</p> <p>3 メニュー欄の(3)のアを生産基盤整備事業等の完了後も行う場合にあつては、促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める高度経営体の経営等農用地の面積の割合が当該事業の完了時から5ポイント以上増加することが確実に見込まれること。</p>	
(4) 地形図作成	市町村、土地改良区、農業協同組合又は土地改良事業団体連合会	<p>受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、実施後3年以内に経営体育成基盤整備事業（経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知）に規定する事業をいう。ただし、区画整理事業を実施するものに限る。）又はメニュー欄の(1)の に着手することが確実にであること。</p>	50%相当（ただし、離島、特別豪雪地帯、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯にあつては55%相当、沖縄県にあつては80%相当、奄美群島にあつては60%相当）	
(5) 農用地等集団化 ア 換地計画 イ 集落整備地域換地設計 ウ 経営体育成促進換地等調整 エ 交換分合 オ 交換分合附帯農道等整備	市町村、土地改良区、農業協同組合、農地保有合理化法人、土地改良事業団体連合会、農業委員会又は都道府県知事が適当と認めるもの	<p>以下の基準を満たすものであること。</p> <p>1 メニュー欄の(4)のイ及びウにあつては、受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、事業実施後に換地を伴う土地改良事業の着手の見込みが確実にであること。</p> <p>2 メニュー欄の(4)のア及びエにあつては、受益面積がおおむね5ha以上であり、かつ、農用地の集団化が見込まれること。</p> <p>3 メニュー欄の(4)のオにあっては、</p>		

			(4)の工と計画上一体をなすものであること。	
9	<p>地域環境保全型農業推進 土づくりや減農薬・減化学肥料等の取組を推進するため、地域における環境保全型農業の推進計画の目標の達成に向けて、必要な基盤整備や土づくり施設整備等を総合的に実施</p> <p>(1) 農業生産基盤整備 ア 農業用排水施設 イ 農道 ウ 暗きょ排水 エ 客土 オ 区画整理 カ 土壌改良 キ 交換分合 ク 土壌浸食防止 ケ 肥培かんがい施設 コ 農用地の改良又は保全</p> <p>(2) 土づくり施設整備 (3) 水質保全施設整備 ア 浄化処理施設 イ 農業集落排水施設 ウ 営農飲雑用水施設</p> <p>(4) 生態系保全施設 (5) 効果検証・情報発信体制整備 ア 産地管理施設 イ 情報発信体制整備</p>	都道府県、市町村、一部事務組合等、土地改良区、農業協同組合、農業法人又は農林漁業者が原則としてその構成員の過半を占め又はその資本金（基本財産を含む）の過半を出資若しくは拠出している団体であって、当該団体の目的、運営方針及び運営資金の調達方法が事業実施主体として適当と認められる団体	<p>以下の基準を満たすものであること。</p> <p>1 市町村等の環境保全型農業の推進計画において、環境保全型農業の拡大・定着にかかる目標が設定されること</p> <p>2 農業生産基盤整備を実施するものであり、かつその受益面積がおおむね5ha以上であること</p>	定額(1/2以内)
10	<p>田園自然環境保全 多様な生態系や美しい景観等の農業・農村の持つ多面的機能の十全な発揮を図るため、自然再生の視点に基づく環境創造型整備を実施</p> <p>(1) 環境創造型整備 ア 生態系保全施設 イ 景観保全施設</p> <p>(2) 地域資源保全整備 ア 土地改良施設保全 イ 農地保全 ウ 農業生産基盤 エ 生活環境基盤施設</p> <p>(3) 地域住民活動促進環境整備 ア 交流活動基盤施設 イ 土地改良施設等周辺環境</p>	都道府県、市町村市町村、土地改良区、農業協同組合、公社（地方公共団体等が出資する法人）又は農業者等の組織する団体	<p>以下の要件をすべて満たすものであること。</p> <p>1 田園環境整備マスタープランに基づく自然と共生する環境を創造する区域であること。</p> <p>2 地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っており、土地改良施設等の保全又は保全活動に資することが認められること。</p> <p>3 環境創造型整備を行うものであること。</p>	定額(1/2以内) (五法指定地域等5.5/10以内、沖縄2/3以内)
11	<p>戦略的畑地農業振興整備 農作物の高付加価値化による輸出や地域ブランドの確立に向けた畑地農業地域の創意工夫ある取組を促進するため、既存の基盤ストックの補完的・追加的整備を実施</p>	都道府県、市町村又は土地改良区等	営農ビジョン（戦略的畑地農業振興支援事業要綱（平成18年4月3日付け17農振第1940号農林水産事務次官依命通知）第3の1に掲げる計画をいう。）策定地域であること。	定額(1/2以内)
12	<p>農地情報整備 農業生産の基盤の整備を契機とした農地利用集積の一層の促進等を図るため、整備された農地・農業用施設等の農地情報の整備</p>	都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業委員会又は農業者等の組織する団体	農地情報を整備する地域において、担い手への農地利用集積率の増加が見込まれ、かつ、農地情報共有化等の体	定額(1/2以内)

			体	制の構築が見込まれること	
		13 農業生産基盤の整備推進 計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組及び合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動	都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合	元気な地域づくり計画書の施策内容に位置づけられている事業と一体的に実施すること	定額(1/2以内)
4 中山間地域等の振興	地域産物の販売額の増加 定住人口の確保 交流人口の増加 耕作放棄の防止	14 農林漁業の振興 地域の特性を活かした高付加価値・高収益型農業の確立等による農林漁業の振興のために必要な生産基盤、近代化施設等の整備	(1) 農業生産基盤整備 ア 区画整理 イ 農用地造成改良 ウ かんがい排水 エ 農道及び連絡農道 オ 農地等防災 都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合(農業協同組合連合会を含む。以下同じ。)、土地改良区、森林組合、(森林組合連合会を含む。以下同じ。)、生産森林組合、漁業協同組合(漁業協同組合連合会を含む。以下同じ。)、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等、農業委員会、PFI事業者(2)キの農林水産物直売・食材供給施設及び(2)クの地域資源循環活用施設に限る。)又は特認団体 農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等、PFI事業者及び特認団体は農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。以下同じ。	1 対象地域は、今後とも農林漁業が地域の主要な産業であることが見込まれる地域であって、自然的、社会的、経済的諸条件に恵まれない次の要件のいずれかに該当する地域(以下「五法指定地域」という。)とする。 なお、一部の地域の取扱いについては農村振興局長が別に定めるものとする。 (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (2) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含。)の全部又は一部の地域 (3) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の全部又は一部の地域 (4) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域の全部又は一部の地域 (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域 (6) 上記(1)から(5)に準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など都道府県知事が地方農政局長と協議して特に必要と認める地域 2 受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第50条に定める要件に満たない事業をいう。)以下とする。	定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内)、ただし、農村振興局長が別に定める場合にあっては5.5/10以内(沖縄県にあっては2/3以内))。また、特認団体が事業実施主体の場合で農村振興局長が別に定める場合にあっては、農村振興局長が別に定める率)
		(2) 農業生産施設整備 ア 新規作物導入支援		1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は、受益	定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))

施設
 イ 育苗施設
 ウ 穀類等乾燥調製貯蔵施設
 エ 乾燥調製施設
 オ 農林水産物集出荷貯蔵施設
 カ 農林水産物処理加工施設
 キ 農林水産物直売・食材供給施設
 ク 地域資源循環活用施設
 ケ 農林水産物運搬施設
 コ 飲雑用水等配管施設
 サ 高生産性農業用機械施設
 シ 農業経営改善安定機械施設
 ス 農林業基盤整備用機械
 セ 新規就農者技術習得管理施設
 ソ アからセまでの附帯施設

戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。
 3 農業経営改善安定機械施設については、原則として、事業実施主体が当該施設を利用する農業者にリースすることを条件とし、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。

ては2/3以内)、ただし、エの乾燥調整施設のうち飼料調製貯蔵施設、オの高生産性農業用機械施設のうち「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長・農蚕園芸局長・畜産局長・食品流通局長・林野庁長官通知。以下「局長通知」という。)の別表1に掲げる水稻直播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ローラーベラー、家畜ふん尿処理機械、局長通知の別表2に掲げる農業用施設及びスの農林業基盤整備用機械並びにこれらの附帯施設については4.5/10以内(沖縄県にあっては2/3以内)、ケの農林水産物運搬施設及びこの附帯施設については4/10以内(沖縄県にあっては2/3以内)、サの高生産性農業用機械施設のうち局長通知の別表1に掲げる農業用機械(水稻直

				播機、細断型及び稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿処理機械を除く)及びこの附帯施設については1/3以内(沖縄県にあつては2/3以内)、また、農村振興局長が別に定める場合にあつては、農村振興局長が別に定める率)
	(3) 林業生産基盤整備 ア 林道・作業路の開 設改良	市町村、農業協同組合、森林組合、生産組合、林業者等の組織する団体(農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。)、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体	1 対象地域は五法指定地域とする。 2 林道開設は、都道府県有林以外の民有林を主たる開発対象とするものとし、その規模は、自動車道では利用区域の森林面積が概ね10ha以上100ha未満、1路線の延長が200m以上とし、軽車道では利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満とする。 3 自動車道における改良工事の規模は利用区域の森林面積がおおむね10ha以上100ha未満とする。	定額(1/2以内(沖縄県にあつては2/3以内))
	(4) 林業生産施設整備 ア 林業機械施設 イ 特用林産物生産施設 ウ 木材利活用促進施設 エ アからウまでの附帯施設		1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 3 木材利活用促進施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	定額(1/2以内(沖縄県にあつては2/3以内)、ただし、アの林業機械施設及びこの附帯施設については4.5/10以内(沖縄県にあつては2/3以内))
	(5) 漁業生産施設整備 ア 種苗生産・蓄養殖施設 イ 水揚荷さばき施設 ウ 水産物冷蔵・保管施設 エ アからウまでの附帯施設	市町村、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業者等の組織する団体(農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。)、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体	1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。	定額(1/2以内(沖縄県にあつては2/3以内)、ただし、アの種苗生産・蓄養殖施設のうち保管作業施設並びにこの附帯施設につ

					いては4.5/10以内(沖縄県にあっては2/3以内)、アの種苗生産・蓄養殖施設のうち施肥防除施設、ウの水産物冷蔵・保管施設のうち製氷冷蔵施設並びにこれらの附帯施設については4/10以内(沖縄県にあっては、2/3以内))
15 就業所得機会の創出 地域の特性と資源を活かした多様な就業形態を可能とする施設等の整備 (1) 地域資源活用起業化施設及び附帯施設		市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体		1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。	定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))
16 山村と都市との交流促進 多面的な山村・都市交流の促進、自然環境を活かした山村と都市の子供等相互の体験や学習機会の向上に必要な施設等の整備	(1) 多面的交流促進施設整備 ア 地域資源活用総合交流促進施設 イ 体験農園施設 ウ ア及びイの附帯施設	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者又は特認団体		1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみて適切なものとする。 3 施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))
	(2) 文化教育交流促進施設整備 ア 子供等自然環境知識習得施設及び附帯施設	都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、教育委員会等又は特認団体			
17 里地棚田・自然景観等の保全推進 森林や耕作放棄地等について、適正な利用を図るとともに、集落機能・地域景観の保全、里地棚田地域における簡易な農業生産基盤整備及び土地改良施設等の有する多面的機能の維持保全を図るために必要な施設等の整備	(1) 農林地利用・保全管理促進施設整備 ア 小規模農林地等整備 イ 総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、土地改良区、森林組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体		1 対象地域は五法指定地域とする。 2 受益範囲、利用計画、耐用年数等からみて適切な規模とする。ただし、(1)のアの小規模農林地等整備のうち森林の保全管理については、集落または基幹施設周辺の5ha未満とする。 3 (1)のアの小規模農林地等整備の受益面積は、1事業地区についておおむね団体年級(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第50条に定める要件に満たない事業をいう。)以下と	定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内)、ただし、(1)のイの総合鳥獣被害防止施設及び附帯施設のうち農村振興局長が別に定める場合にあっては5.5/
	(2) 集落機能・自然景観保全施設整備 ア 景観保全定住促進施設整備				

	イ 農山村景観・自然環境保全施設 ウ ア及びイの附帯施設		する。	10以内（沖縄県にあっては2/3以内）
	(3) 里地棚田保全整備 ア 農業生産基盤整備 イ 土地改良施設等保全整備 ウ 保全活動基盤整備	都道府県、市町村、土地改良区又は特認団体	1 対象地域は、五法指定地域のうち以下の要件を満たす地域とする（(1)を満たす地域を以下「里地地域」と、(2)を満たす地域を以下「棚田地域等」という。）。 (1) 以下のア～イのすべての要件を満たす地域 ア 市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置（以下「地域住民活動促進措置」という。）がなされている市町村の区域。 イ 環境創造区域（農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づく田園環境整備マスタープランにおける自然と共生する環境を創造する区域） (2) 勾配1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域。 2 農業生産基盤整備については棚田地域等における農業生産条件を改善するため、地域の特性に即した土地改良施設の整備及び農地の簡易な整備を行うものとする。なお、各工種の合計の受益面積は1ha以上、合計の受益農家戸数は3戸以上とする。	定額（5.5/10以内（沖縄県にあっては2/3以内）
18 定住促進生活環境の整備 地域住民が豊かで住み良い生活を楽しむ得る快適な生活空間の形成を図るために必要な施設等の整備 (1) 集落道 (2) 簡易給水施設 (3) 簡易排水施設 (4) (1)から(3)までの附帯施設		市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体	1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は、利用計画等からみて適切なものとする。 3 (2) 簡易給水施設については、給水人口50人未満のものとする。 4 (3) 簡易排水施設については、受益戸数3戸以上20戸未満の規模であって、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。	定額（1/2以内（沖縄県にあっては、2/3以内）、ただし、(1)集落道のうち農村振興局長が別に定める場合にあっては、5.5/10以内（沖縄県にあっては、2/3以内）
19 高齢者・女性等生きがいの発揮促進 高齢者の生きがい発揮と女性の能力を十分発揮するために必要な施設等の整備		都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、生産森林	1 対象地域は五法指定地域とする。 2 個々の施設の規模、性能等は受益戸数、利用計画、耐用年数等からみ	定額（1/2以内（沖縄県にあっては2/3以内）、

		<p>(1) 高齢者等活動・生活支援促進機械施設 (2) 女性・若者等活動促進施設 (3) 健康管理等情報連絡施設 (4) (1)から(3)までの附帯施設</p>	<p>組合、漁業協同組合、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体</p>	<p>て適切なものとする。 3 (1)の高齢者等活動・生活支援促進機械施設及び(3)の健康管理等情報連絡施設の整備については、農村振興局長が別に定める基準に該当するものとする。</p>	<p>ただし、(3)の健康管理等情報連絡施設のうち情報端末機器については4.5/10以内(沖縄県にあっては2/3以内))</p>
	<p>20 山村振興等地域再生の連携推進 計画内容を効率的かつ効果的に実施するために必要な地域関係者の内発的取組と合意形成を図るための企画・調整・調査等の活動 (地域連携体制の整備、広域連携体制の整備、地域と連携した事業の検討、マーケティング・地域資源等の調査研究、人材の育成及び能力活用、企業誘致、地域特産品等の開発、遊休地等の利用、地域産品・地域資源等の情報の発信、地域情報の受発信、流通の改善、新技術の習得、土地改良施設等の保全及び利活用、鳥獣被害の防止等の推進)</p>	<p>都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、土地改良区、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、漁業生産組合、農業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等、地域活性化支援機構、教育委員会又は特認団体</p>	<p>1 対象地域は五法指定地域とする。 2 元気な地域づくり計画書の施策内容に位置づけられている事業と一体的に実施すること</p>	<p>1 対象地域は五法指定地域とする。 2 当該地区の特色及び性格に即して山村等地域の活性化を図る上で特に必要であり、本施策として適切なもの。</p>	<p>定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))</p>
	<p>21 先進的な施設等整備 9～14に掲げる各施策では、その実施が困難であるが、地域振興を図る上で必要不可欠と考えられる施設等の整備 (経営的、技術的に斬新なものに限る)</p>	<p>都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、森林組合、生産森林組合、漁業協同組合、漁業生産組合、農林漁業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人等又は特認団体</p>	<p>1 対象地域は五法指定地域とする。 2 当該地区の特色及び性格に即して山村等地域の活性化を図る上で特に必要であり、本施策として適切なもの。</p>	<p>1 対象地域は五法指定地域とする。 2 当該地区の特色及び性格に即して山村等地域の活性化を図る上で特に必要であり、本施策として適切なもの。</p>	<p>定額(1/2以内(沖縄県にあっては2/3以内))</p>